

# 県松阪庁公用車に掲載する広告を募集します！

三重県では、「行財政改革取組」、「みえ県有財産利活用方針」に基づく多様な財源確保策の取組として、三重県松阪庁舎で管理する公用車への有料広告事業を実施しています。

つきましては、公用車に広告を掲載していただける広告主を下記のとおり3月23日（月）から募集します。

## 1 対象車両

- (1) 台数：2台
- (2) 車種：小型貨物
- (3) 1台当たり年間走行距離：約6,400km（平成25年度実績）
- (4) 主な走行範囲：松阪地域防災総合事務所管内（松阪市、多気郡など）

## 2 募集方法等

- (1) 募集期間：平成27年3月23日（月）から平成28年1月29日（金）まで  
なお、募集期間中でも台数が埋まり次第、募集を打ち切ります。
- (2) 募集方法：三重県HP内の「三重県公告事業」及び松阪地域防災総合事務所に『平成27年度「三重県公用車広告」広告主募集要項』を掲載し、公募します。  
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/MCHIIKI/HP/koukoku2015.htm>
- (3) 申込方法：「三重県公用車（松阪庁舎管理分）広告掲載申込書兼誓約書」（様式第1号）に必要事項を記入・押印の上、必要書類（広告のデザイン素案等）を添付し、三重県松阪地域防災総合事務所（車両担当）まで持参又は郵送してください。

## 3 広告の掲載期間

会計年度（1年）単位（平成27年度は平成27年5月上旬から平成28年3月末までの掲載）とし、特段の支障がない場合は、1ヵ月単位の掲載も可能です。また、最長3年間まで掲載期間の延長が可能です。

## 4 広告掲載料

- (1) 1台当たり年額24,000円（月額2,000円×12か月）
- (2) 掲載料は掲載期間全ての金額を、一括して前納していただきます。

## 5 広告の掲載方法等

- (1) 掲載場所：原則、車体の両側面（2箇所・後列ドア）及び後面（1箇所）の3箇所
- (2) 掲載方法：あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシーは除く）を貼付する方法によります。
- (3) 広告作成費用、掲載（貼り付け）及び撤去（取り外し）に係る対応は広告主の負担となります。

## 6 広告掲載の決定方法等

申込みのあった広告について、「三重県公用車広告（松阪庁舎管理分）掲載審査会」において、掲載要領、掲載基準等に基づき総合的に審査し、広告掲載を決定します。

## 7 申込み及び問合せ先

〒515-0011 三重県松阪市高町138番地（三重県松阪庁舎3階）  
三重県松阪地域防災総合事務所地域調整防災室総務生活課（担当：内山、喜田）  
TEL 0598-50-0507 / FAX 0598-50-0618 / e-mail [mchiiki@pref.mie.jp](mailto:mchiiki@pref.mie.jp)

## 8 広告掲載イメージ

○側面（左右2箇所）



○後面（1箇所）

